現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「働いても充分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。このような中、「地域の問題からは、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動している。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織であるが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきた。

その中で「自分たちの働き方に見合った<法人格>がほしい」、「<労働者>として 法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきた。 世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新 しい働き方=労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)につい

ての法制度が整備されている。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、8,000 を超える団体がこの法制度化に賛同している。また、国会では115名が参加する超 党派の議員連盟が立ち上がるなど法制度の検討が始まった。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、本市議会では、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の 再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速 やかな制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月10日

姶良市議会議長 湯之原 一郎

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

総務大臣 高市 早苗 殿

経済産業大臣 小渕 優子 殿